

四日市市告示第101号

四日市市地域防犯活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月13日

四日市市長 森 智広

四日市市地域防犯活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市地域防犯活動支援事業補助金交付要綱（平成24年四日市市告示第113号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助額)</p> <p>第5条 補助金の額は、補助対象団体1団体について10万円を限度として補助対象経費の10分の9以内で交付する。</p> <p><u>2 前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>平成34年3月31日</u>限り、その効力を失うものとする。ただし、市長は、有効期限までに第21条に基づく補助金の評価を行い、当該補助金を必要と認めたときは、要綱の改正等の適切な処置を講じるものとする。</p>	<p>(補助額)</p> <p>第5条 補助金の額は、補助対象団体1団体について10万円を限度として補助対象経費の10分の9以内で交付する。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>平成31年3月31日</u>限り、その効力を失うものとする。ただし、市長は、有効期限までに第21条に基づく補助金の評価を行い、当該補助金を必要と認めたときは、要綱の改正等の適切な処置を講じるものとする。</p>

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、告示の日から施行する。

(市民文化部市民協働安全課)